

これまでの広島県及び広島湾地域における放置艇対策

1 これまでの広島県の放置艇対策

年度	県の施策等	国の動き
H8	「広島県放置艇対策あり方検討会」提言	全国PB実態調査
H9	「広島湾地域プレジャーボート係留・保管モデル計画」策定 ・広島観音マリーナ供用開始	
H10	「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」制定 ・五日市プレジャーボートスポット供用開始 ・廿日市貯木場等 13件禁止区域指定	
H12	・坂プレジャーボートスポット供用開始 ・京橋川等2件禁止区域指定	港湾法，漁港漁場法改正 「放置等禁止区域」「罰則」
	・五日市海老山地区（その1）等2件禁止区域指定	
H14	・五日市海老山地区（その2）等2件禁止区域指定	全国PB実態調査 小型船舶登録法 施行
H15	・廿日市ボートパーク供用開始 ・五日市美の里地区等2件禁止区域指定	
H16	・旧太田川禁止区域指定	
H17	福山港地域プレジャーボート係留保管計画策定 ・猿猴川禁止区域指定	FRP船リサイクルシステム開始
H18		全国PB実態調査
H19	・ボートパーク広島供用開始 ・元宇品東地区等20件禁止区域指定	
H20	・五日市メープルマリーナ供用開始 ・五日市漁港地区禁止区域指定	
H21	・的場川禁止区域指定	
H22	・岡ノ下川等4件禁止区域指定	全国PB実態調査
H23	尾道糸崎港地域プレジャーボート係留保管計画策定	
H24	・江波地区等2件禁止区域指定	
H25		「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」策定
H26	・ボートパーク福山供用開始 ・福山内港地区禁止区域指定	河川法改正 「船舶等の放置の禁止」 全国PB実態調査

2 放置艇数の推移

(1) 広島県全域における放置艇数の推移

調査年度	PB総数 (隻)	放置艇数 (隻)	放置艇率 (%)	PB総数前回調査比		放置艇数前回調査比	
				隻数	増減率	隻数	増減率
平成8年度	19,131	17,066	89.2	—	—	—	—
平成14年度	21,382	16,440	76.9	2,251	11.8	△626	△3.7%
平成18年度	23,427	15,114	64.5	2,045	9.6	△1,326	△8.1%
平成22年度	16,441	11,903	72.4	△6,986	△29.8	△3,211	△21.2%
平成26年度	15,235	11,231	73.7	△1,206	△7.3	△672	△5.6%

(PB全国実態調査による)

(2) 平成26年度プレジャーボート全国実態調査結果

(単位：プレジャーボート数及び放置艇数は「隻」、放置艇率及び増減率は「%」)

① 全国

区分	H26調査結果 (A)	前回調査結果 (H22) (B)	差引 (A-B)	増減率 (A/B-1)
プレジャーボート数	177,516	197,018	△19,502	△9.9
うち放置艇数	87,536	98,537	△11,001	△11.2
放置艇率	49.3	50.0	△0.7ポイント	—

② 広島県全域

区分	H26調査結果 (A)	前回調査結果 (H22) (B)	差引 (A-B)	増減率 (A/B-1)
プレジャーボート数	15,235	16,441	△1,206	△7.3
うち放置艇数	11,231	11,903	△672	△5.6
放置艇率	73.7	72.4	1.3ポイント	—

③ 順位

順位	プレジャーボート数		放置艇数		放置艇率	
1位	広島県	15,235	広島県	11,231	群馬県	100.0
2位	岡山県	9,184	岡山県	6,164	岐阜県	100.0
3位	兵庫県	8,061	愛媛県	5,378	徳島県	89.4
4位	神奈川県	8,017	大分県	4,647	大分県	83.8
5位	静岡県	7,819	鹿児島県	4,589	鹿児島県	74.5

※広島県は7位

3 広島湾地域における放置艇対策

平成10年3月に「広島湾地域プレジャーボート係留・保管モデル計画」を策定して以降、「公的係留保管施設の整備と規制区域の指定を両輪とした放置艇対策」を行っている。

(1) 公的係留保管施設の整備状況（H29.3月末現在）

施設名	供用年次	収容能力	係留隻数	収容率
広島観音マリーナ	平成9年	164隻	25隻	15.2%
五日市プレジャーボートスポット	平成10年	69隻	37隻	53.6%
坂プレジャーボートスポット	平成12年	24隻	22隻	91.7%
廿日市ボートパーク	平成15年	575隻	493隻	85.7%
ボートパーク広島	平成19年	516隻	420隻	81.4%
五日市メープルマリーナ	平成20年	703隻	204隻	29.0%
計		2,051隻	1,201隻	58.6%

(2) 放置等禁止区域等の指定状況

年度	放置等禁止区域等の指定
H10	廿日市貯木場，五日市埋立地地区等11箇所〔条例〕 太田川放水路等2箇所〔河川法〕
H12	京橋川等2箇所〔河川法〕
H13	五日市海老山地区（その1）〔港湾法〕，五日市漁港地区（その1）〔漁港漁場整備法〕
H14	五日市海老山地区（その2）〔港湾法〕，五日市漁港地区（その2）〔漁港漁場整備法〕
H15	五日市美の里地区等2箇所〔港湾法〕
H16	旧太田川〔河川法〕
H17	猿猴川〔河川法〕
H19	元宇品東地区等14箇所〔港湾法〕，旧太田川等6箇所〔河川法，漁港漁場整備法〕
H20	五日市漁港地区（その3）〔漁港漁場整備法〕
H21	的場川地区〔港湾法〕※
H22	岡ノ下川等4箇所〔河川法〕
H24	江波地区〔港湾法〕（入り江に対する指定）

※ H21年度においては、H10年度にPB条例に基づき指定した11箇所のうち、向洋沖地区等3箇所について、港湾法による規制区域に掛け替えることにより規制強化を図った。

(3) 監督処分等の実施

①簡易代執行（直近5か年）

年度	場所	執行年月日	件数	船舶所有者の対応
H24	江波地区	平成25年1月16日	1件	保管後FRPリサイクルにより処理
H25	猿猴川	平成25年7月23日	3件	保管後FRPリサイクルにより処理
	江波地区	平成25年10月22日	1件	保管後FRPリサイクルにより処理
	江波地区	平成26年3月28日	1件	保管後FRPリサイクルにより処理
H26	江波地区	平成26年11月7日	1件	保管後FRPリサイクルにより処理

②行政代執行

年度	場所	執行年月日	件数	備考
H24	廿日市B P内	平成 25 年 1 月 21 日	1 件	執行体制 21 名（県・市・海保・警察） 翌日所有者に返却

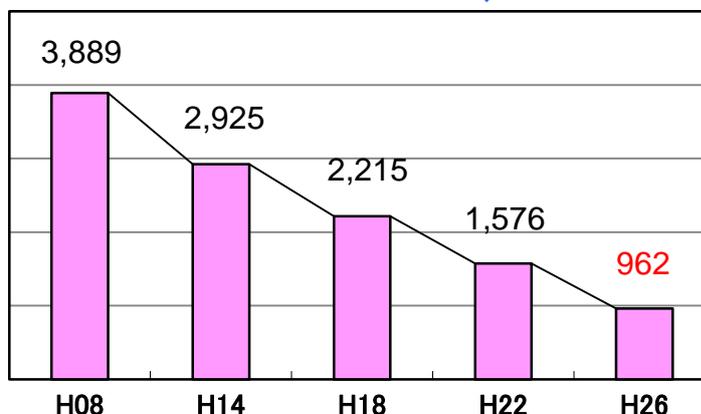
③海上保安部による取り締まり要請

年度	場所	要請年月日	件数	船舶所有者の対応
H20	広島港 (太田川放水 路以西を除く 区域)	平成 20 年 12 月 15 日	7 件	自主撤去
		平成 21 年 1 月 19 日	3 件	要請後に所有者が変更された 1 件を 除き 2 件自主撤去
		平成 21 年 2 月 20 日	2 件	自主撤去
		平成 21 年 3 月 17 日	1 件	自主撤去
H23	草津漁港 五日市漁港	平成 24 年 3 月 21 日	2 件	自主撤去

4 広島湾地域における放置艇数の推移

【広島湾地域における放置艇の状況】

調査年度	P B 隻数	放置艇隻数	放置艇率
平成 8 年度	4, 4 7 4	3, 8 8 9	8 6. 9 %
平成 1 4 年度	4, 9 5 4	2, 9 2 5	5 9. 0 %
平成 1 8 年度	4, 8 1 4	2, 2 1 5	4 6. 0 %
平成 2 2 年度	3, 4 4 9	1, 5 7 6	4 5. 0 %
平成 2 6 年度	2, 8 6 4	9 6 2	3 3. 6 %
H22-H26差引隻数	△ 5 8 5	△ 6 1 4	—



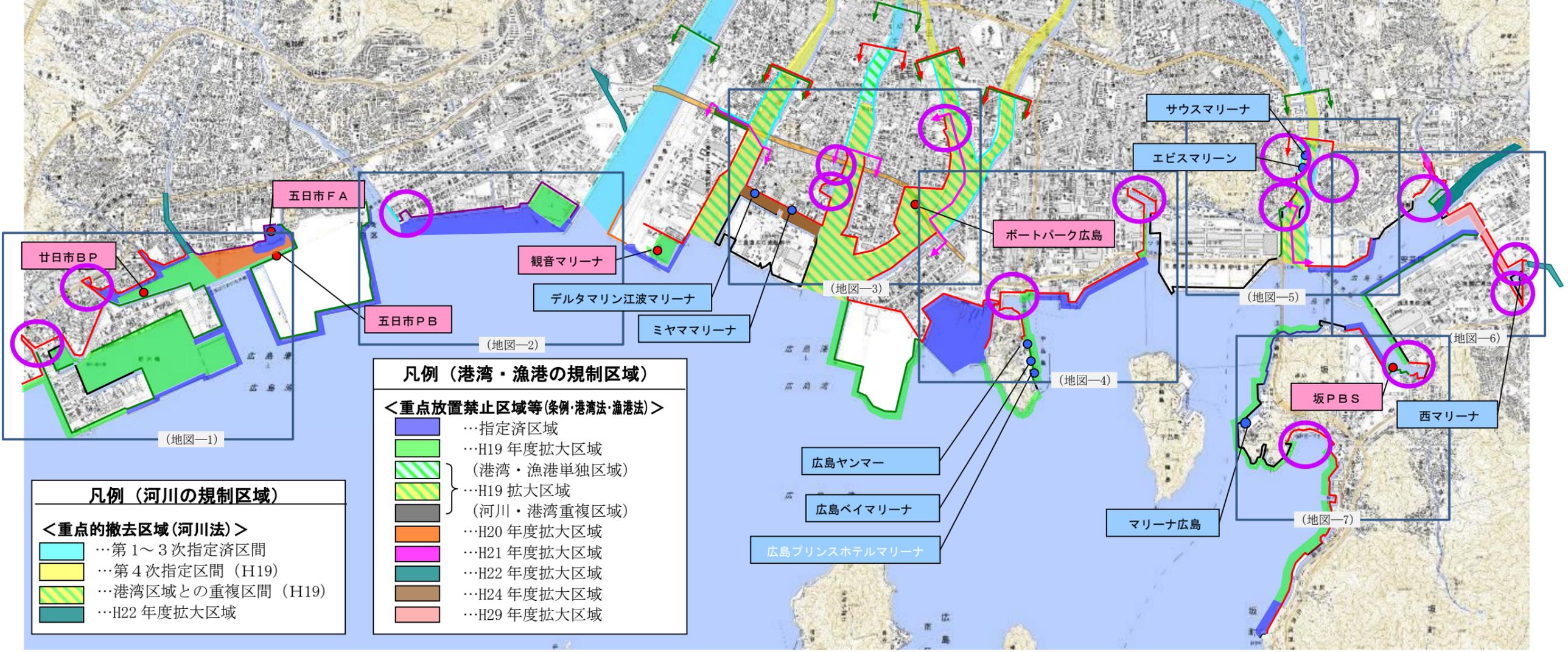
【規制区域図等】

【規制区域の指定】

年度	港湾区域の重点放置禁止区域等の指定	その他の区域の放置等禁止区域・重点的撤去区域の指定
H10	廿日市貯木場, 五日市埋立地地区等 1 箇所〔条例〕	太田川放水路等 2 箇所〔河川法〕
H12		京橋川等 2 箇所〔河川法〕
H13	五日市海老山地区(その1)〔港湾法〕	五日市漁港地区(その1)〔漁港漁場整備法〕
H14	五日市海老山地区(その2)〔港湾法〕	五日市漁港地区(その2)〔漁港漁場整備法〕
H15	五日市美の里地区等 2 箇所〔港湾法〕	
H16		旧太田川〔河川法〕
H17		猿猴川〔河川法〕
H19	元宇品東地区等 14 箇所〔港湾法〕	草津漁港地区〔漁港漁場整備法〕 旧太田川等 5 箇所〔河川法〕
H20		五日市漁港地区(その3)〔漁港漁場整備法〕
H21	的場川地区〔港湾法〕	
H22		岡の下川等 4 箇所〔河川法〕
H24	江波地区〔港湾法〕	
H29	海田明神地区〔港湾法〕(8月~)	

凡例 (管理区分)

- …河川・港湾重複区域部分
- …港則法の適用範囲
- …護岸による管理分担
- …公共の保管施設
- …民間の保管施設
- …海岸管理者の護岸
- …河川管理者の護岸
- …港湾管理者の護岸
- …漁港管理者の護岸
- …広島県の護岸
- …道路管理者の護岸
- …市町(国)管理の護岸
- …民間所有護岸等



凡例 (港湾・漁港の規制区域)

<重点放置禁止区域等(条例・港湾法・漁港法)>

- …指定済区域
- …H19 年度拡大区域
- (港湾・漁港単独区域)
- …H19 拡大区域
- (河川・港湾重複区域)
- …H20 年度拡大区域
- …H21 年度拡大区域
- …H22 年度拡大区域
- …H24 年度拡大区域
- …H29 年度拡大区域

凡例 (河川の規制区域)

<重点的撤去区域(河川法)>

- …第 1~3 次指定済区間
- …第 4 次指定区間 (H19)
- …港湾区域との重複区間 (H19)
- …H22 年度拡大区域

(注) 地図の出典元が不明のため、複製・転写を禁じます。